

# 日本災害情報学会 予算委員会運営細則

制定：平成 25 年 10 月 27 日

改正：平成 26 年 10 月 26 日

## (通則)

第 1 条 本運営細則は、日本災害情報学会運営規程（以下、「学会運営規程」という）第 15 条（3）及び第 16 条（3）に規定された予算委員会（以下、「本委員会」という）の運営について、学会運営規程第 25 条第 1 項に基づく運営細則として定めるものである。本委員会の運営については、学会運営規程第 17 条から第 19 条及び第 25 条によるほか、本運営細則によるものとする。

## (組織および構成)

第 2 条 本委員会には委員長（1 名）、副委員長（1 名）及び幹事（1 名）を置き、委員数は 10 名以内とする。

- 2 委員長は、正会員より会長が指名し、理事会の承認を得る。
- 3 副委員長、幹事、委員は委員長が正会員より指名し、理事会の承認を得る。
- 4 本委員会に事務局の出席を求めることができる。

## (所掌事務)

第 3 条 本委員会の所掌事務は、以下のとおりとする。

- (1) 予算書案の作成
- (2) 決算書案の作成
- (3) 財産目録の作成
- (4) その他必要な事項

## (本運営細則等の改廃)

第 4 条 本委員会の運営を円滑に行うために定める内規等を除き、本運営細則及び本委員会の所掌事務に係る規則等の改廃は、本委員会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

## 付 則

本運営細則は、平成 25 年 10 月 27 日から施行する

本運営細則の改正は、平成 26 年 10 月 26 日から施行する。